

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会  
傍聴にあたってのお願い

ペット条例審議会を傍聴される方は、次に掲げる遵守事項を守り、静穏に傍聴いただくようお願いいたします。

遵守事項を守っていただけない場合、会議の秩序維持のため退席等を命ずることがあります。

- 1 会場で傍聴される場合は、指定された席にご着席ください。
- 2 会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場すること、会議を撮影すること及び会議を録画・録音することはできません。
- 3 議事に対して、発言・挙手・拍手等の行為をしないでください。
- 4 Web会議システムを利用して傍聴する場合は、映像・音声・チャット機能等による発信をしないでください。
- 5 その他会議の進行を妨げる行為や迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- 6 会議の内容や審議会の運営に関することでご意見ご質問などございましたら、下記事務局までご連絡ください。

<問い合わせ先>

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会事務局（小笠原村環境課内）

TEL 04998-2-2270

FAX 04998-2-2271

MAIL [shizenkankyo@vill.ogasawara.tokyo.jp](mailto:shizenkankyo@vill.ogasawara.tokyo.jp)